

夢を実現する第一歩のために

2024年7月号

ミツヒロニュース



雨の季節です。ご自愛ください。
時代は変わりつつあります。最近、
心に残った言葉をご紹介します。

「先が見えなくて不安なときは、とにかく今日一日を乗り切って愉快にのんびりすることだよ。先が見えないから不安になるじゃない。先を見ようするから不安になる。今できることに集中していれば、明日は明日の風がちゃんと吹くから。先のことも大事だけれど、『今を大切にすること』はもっと大事。」
前向きにしてくれる言葉です。光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇定年前後のお金と手続き
- ◇5月から「納付書」の事前送付が一部取りやめに
- ◇今月のお勧めセミナー
第3回 相続セミナー
相続の争いを防ぐ
「遺言のススメ」
- ◇あとがき
「新入社員紹介②」



定年前後のお金と手続き

65歳を迎えると定年退職し第二の人生が始まります。その際に押さえておかなければならぬことをまとめました。退職後に必要となる手続きのうち主なものは、退職金、年金、健康保険の3つです。

1. 退職金

退職金の受け取り方法

退職金は「一時金」又は「年金」として受け取ることができます。どちらで受け取るのが有利でしょうか。まず一時金で受け取る場合は「退職所得控除」よりも退職金の額が少なければ税金はかかりません。一方、退職金を年金で受け取る場合には、公的年金等控除がありますが控除を超える所得は課税されます。他の収入と合算して税金や社会保険料が計算されるため、負担が重くなる可能性があります。

●課税退職所得の計算式

$$(一般退職所得手当等の収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$$

●退職所得控除の計算式

勤続年数が20年以下の場合 40万円 × 勤続年数 ※最低80万円控除

勤続年数が20年を超える場合 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

例えば、40年勤めた会社を退職し、退職金として2,000万円を受け取ります。一括で受け取る「一時金」と10年間分割で受け取る「年金」では、どのような違いがあるでしょうか。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(1) 一時金で受け取る場合

退職所得控除 800 万円 + 70 万円 × (40 年 - 20 年) = 2,200 万円 > 退職金 2,000 万円

退職所得控除より退職金の額が少ないので課税対象なしで、手元に全額残ります。

(2) 年金で受け取る場合

10 年分割として 200 万円 × 10 年

退職年金として公的年金控除をした後の所得で、毎年の確定申告が必要となります。所得税 (5%)、住民税 (10%) のほか、社会保険料等の支払いが発生します。運用利回り分多くもらうことができますが、10 年間で受け取る手取り金額は 2,000 万円を切ることもあります。

(3) 一時金と年金の併用で受け取る場合

まず退職金を一時金で全額もらったときに退職所得控除に収まるかどうかを確かめることができます。退職金が退職所得控除に収まるなら、年金型を併用せずに一時金だけで受け取れば税金はかかりません。退職所得控除を超える場合は、税金等を考え、一時金と年金型の併用を検討します。

2. 健康保険

定年退職すると、健康保険の被保険者資格を失います。よって、保険証が使用できるのは退職日までで、退職後は保険証を返却する必要があります。なお、ご家族（被扶養者）の保険証も同様です。

そのため、定年退職後は、次に加入する健康保険をどうするか、速やかに決めなければなりません。定年退職者が加入できる制度は、以下の 4 つがあります。

① 任意継続被保険者になる

在職中に加入していた健康保険に最長で 2 年間、引き続き加入できる制度です。原則として在職時と同じ給付やサービスをそのまま受けられますが、在職中の保険料が労使折半だったのに対し、退職後は全額自己負担となり、今までの 2 倍の保険料を支払うことになります。

② 国民健康保険に加入する

自営業者と同様に国民健康保険に加入します。

保険料の計算方法は市区町村によって異なり、前年の収入や家族構成、年齢などによっても変わります。

③ 特例退職者医療制度に加入する

在職中に厚生労働省の認可を受けた特定健康保険組合に加入している場合は、「特例退職者医療制度」の対象となります。保険料が安くなる可能性があり、在職中と同じ付加給付が受けられる、扶養者の保険料負担がないといったメリットがあります。

④ 家族の健康保険の被扶養者になる

年収 180 万円未満(60 歳以上の場合)で、扶養者となる家族(子供など)と同居している場合、その家族の被扶養者になって給付を受けることができます。条件さえ合えば、自分で保険料を負担しなくてすむ点が最大のメリットです。

	任意継続被保険者	国民健康保険	特定健康保険組合	家族の被扶養者
加入要件	退職日までに継続して 2 力月以上の被保険者期間がある	他の健康保険に加入していない	・加入期間 20 年以上 ・40 歳以降の加入期間が 10 年以上 ・老齢厚生年金の受給権利がある	年収 180 万円以下で扶養者の 1/2 未満
手続きの期間	退職日の翌日から 20 日以内	退職日の翌日から 14 日以内	原則 3 力月以内	期限なし
加入可能期間	退職日の翌日から 2 年間(74 歳まで)	74 歳まで	74 歳まで	74 歳まで
保険料	退職前の給与で決まり原則 2 年間変わらない	前年収入によって変わり、算定方法は市区町村によって異なる	給与によって変動する	扶養者が負担

3. 年金

(1) もらえる年金額を正確に把握しておこう

年金額を知りたい場合は、年金事務所もしくは町角の年金相談サービスセンターの相談窓口を利用することになります。ほかにも「ねんきんネット」というインターネットを利用した確認方法もあります。年金に関して相談したいことがある方は、面倒でも定年前に一度は年金事務所を訪れるをおすすめします。

年金事務所での相談は無料です。遠慮せずに、相談員に年金に関する疑問・質問をしてください。

(2) 平均寿命が延びるなか何歳からの受け取りがベストか

年金は65歳受給開始が原則ですが、最長75歳まで繰り下げることができます。一ヶ月繰り下げるごとに0.7%ずつ受給率が増加し、75歳まで繰り下げる受給率は84%アップします。一方で、受給開始年齢を遅らせるほど、生涯で受け取れる年数は、短くなってしまいます。税金や社会保険料を差し引いた手取りベースの年金受取額で考えると、68歳受け取り開始が一つの目安です。68歳で受け取りを始めると、82歳を超えると受け取る手取り総額が増加します。それまでに亡くなると、65歳から受け取る金額を下回ります。

4. 親の介護

65歳になると親の介護が心配になる時期です。どのように対応したらよいのか考える必要があります。

(1) 親の金融資産の整理

親にいろいろな金融資産がある場合、認知症になったときに出金が難しくなるケースがあります。本人確認ができないため、定期預金などの解約ができなくなり、施設に入るための資金を出金できなくなります。その対策として、定期預金は解約し普通預金だけにします。また、キャッシュカードで出金できるようにし、多数の金融機関の口座を持っている場合は、2~3行にすることで手続き等が容易になります。

(2) 介護施設の選び方

① 入居動機を明確にする ⇔ なぜ介護施設に入る必要があるのか

質問1 「なぜ老人ホームへ入居する必要があるのですか？」(理由)

質問2 「いつ老人ホームへ住み替えしますか？」(スケジュール)

質問3 「老人ホームでは、どのような生活を送りたいですか？」(こだわり)

この「3つのなぜ？」を確認しておきましょう。

② 予算

介護施設利用費

基本料（家賃・管理費・食費）+ 介護保険適応のサービス費用の1割（所得や要介護度によって異なる）

病院代・個人消費の日用品代・介護保険以外のサービス費（別途必要）

水道光熱費・洗濯代（施設によって必要）

③ 施設を見に行く・体感する ⇔ 気になるポイントは人それぞれ

⇒ 強引な営業回避が必須（冷静な判断を）

<ポイント>

- ① 目立つ場所に苦情ボックスが設置されているか
- ② 45分以上の見学をさせてもらえるか
- ③ フロアに尿臭が漂っていないか
- ④ 車椅子（タイヤ）の空気は抜けていないか
- ⑤ 居室内はもちろん共用スペース、外周など綺麗に掃除されているか
- ⑥ 入居者には丁寧だが、職員同士は横柄ではないか（言葉、態度）
- ⑦ 食事の時に職員の付き添いはあるか
- ⑧ HPに大げさな謳い文句が載っていないか

5月から「納付書」の事前送付が一部取りやめに

行政コストの削減などの理由から、令和6年5月より、納付書の事前送付について、対象者の見直しが行われています。これまで納付書によって納付手続きを行っていた事業者にとっては、納税漏れにつながるリスクも考えられるため、注意深く対応する必要があります。

事前送付取りやめの対象者

納付書の事前送付が取りやめとなる対象者は以下のとおりです。

1. e-Tax によって申告書を提出している法人
2. e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人
3. e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人
4. ダイレクト納付や振替納税、インターネットバンキング納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付、コンビニ（QRコード）納付など、「納付書」以外で納付している法人・個人

なお、現時点では e-Tax を利用しておらず、税務署から送付された納付書によって納税している事業者には、引き続き納付書が送付されるようです。

また、源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書に関しては、当分の間は引き続き送付する予定とされています。

納税漏れの懸念

- 納付書が送付されないことで、知らないうちに納税漏れに陥らないよう注意しなければなりません。
- 法人税の予定納税など、納付書が送られてくることで、自らの納税義務を把握している事業者も多いですが、今後は送付されなくとも確実に納付する必要があります。
- 申告は「電子」で、納付は「納付書」で行っている法人については、今回の納付書の事前送付取りやめの対象に含まれてしまうため、納税漏れのないように適切に管理しましょう。
- 納付書の事前送付が一部取りやめとなり、すでに5月送付分から実施されています。

納付書の送付取りやめにより、今後は納税漏れとなるリスクが高まる可能性も考えられるため、ご自身の納税スケジュールの適切な管理を徹底しましょう。

参考文献： ■株ファインプラス ■経営革新等支援機関推進協議会

7月 今月のお勧めセミナー

第3回 相続セミナー

相続の争いを防ぐ「遺言のススメ」

遺言をしておけば、遺産にからむ争いを未然に防止することができます。そして、残された相続人は遺言者の意思にそった遺産の分配を円満に実現させることができます。ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。

（開催日7月2日（火）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

あとがき

この度、第3業務部に配属になりました、田中と申します。入社して約3か月が経ち、まだ慣れない事や勉強不足な部分もあり先輩方に助けて頂きながら日々業務に励んでおります。4月から社会人になり、学生時代には無い緊張感や責任を感じ、一層周りの人への感謝や尊敬の念を抱くようになりました。これから様々な事に挑戦し、たくさんの経験を積んで成長していきたいと思います。至らない点も多々あると思いますが、一生懸命頑張りますのでどうぞよろしくお願ひいたします。



弊社のHPは
こちらから！

